

「高槻市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業」
業務委託に係る事業者募集要項

令和6年3月

高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課

1 目的

こども家庭庁において、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設を見据え、「こども誰でも通園制度（仮称）」の本格実施を見据えた試行的事業」が実施されることとなり、当該事業の実施自治体として本市が採択されたので、令和6年4月より「高槻市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業（以下「試行的事業」という。）」を実施するため、本試行的事業を受託する事業者を募集する。

2 委託業務の名称及び概要

(1) 委託業務の名称

高槻市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業

(2) 委託期間

令和6年4月の契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 委託業務の内容

本項及び「高槻市こども誰でも通園制度（仮称）試行的事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」のとおり

(4) 対象となるこども

高槻市民で、保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、認可外保育施設等に通っていない0歳6か月から満3歳未満

※ただし、令和5年度において保育所の空き定員等を活用した未就園児の定期的預かりモデル事業を実施している場合で、特に必要な場合に限り「3歳となった年度の末日まで」対象

(5) 実施場所

市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点内または当該施設と連携して運営が可能な近接施設

(6) 実施方法、設備基準及び保育の内容、職員の配置等

原則、一般型（専用室独立実施）とし、設備基準及び保育の内容、職員の配置については、「一時預かり事業の実施について（平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号通知）」4（1）③④に定める基準を遵守すること

※本事業のための専用スペース及び従事職員の配置が必要

(7) 利用可能枠、開所の日数・時間に関しては、ニーズや受入体制を鑑み適切に設定すること

(8) 利用者募集・決定

本事業の利用者募集、利用申請及び決定の手続きは実施事業者が行う。事業者は利用申請があった場合、当該申請者について市へ報告し、市は対象となるこどもの確認を行う。

(9) 委託料

対象となるこども1人1時間当たり850円

※ただし、こども1人1月当たり10時間上限

【障がい児加算に該当する場合】

該当するこども1人1時間当たり400円を加算する。

※委託料の支払いは、委託業務完了後に単価及び利用実績に基づき算出された額を支払う。

3 応募資格・実施要件

- (1) 法人格を有し、令和6年3月1日現在、市内で保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、地域子育て支援拠点を設置・運営していること。(法人格の種別は問わない。)
- (2) 運営する児童福祉施設等において、直近5年の指導監査等において重大な指導等を受けていないこと。ただし、指導等を受けていた場合であっても、適正な改善報告がなされている場合は、指導等を受けていない場合と同様の扱いとする。
- (3) 応募者が社会福祉法人又は学校法人以外の者の場合で、他の事業を行っている場合については、直近の会計年度において、全体の財務内容について3年以上連続して損失を計上していないこと。
- (4) 本試行的事業を実施する予定の場所について、令和6年3月1日時点で市に一時預かり(一般型)の届出を行っている、または令和6年3月31日までに確実に届出を行うと確約できること。
- (5) 応募者が直接事業所の設置・運営する事業者であること。
- (6) 安定的な事業運営が確実に見込まれること。

4 応募方法等

(1) 応募書類等

次のア～カについて各1部を提出

- ア 応募鑑(様式1)
- イ 事業計画書(別紙1)
- ウ 収支計画書(別紙2)
- エ 法人概要等(別紙3)
- オ 法人の定款又は寄付行為の写し、役員名簿
- カ 直近3年間の財務状況がわかる資料(社会福祉法人又は学校法人以外の者のみ)
※市が必要と認めたときは、追加・補正資料の提出を求める場合があることに留意すること。

(2) 応募書類等の提出期間

令和6年3月5日(火) 9:00から令和6年3月18日(月) 17:15(土日除く)

(3) 応募書類等の提出場所及び提出方法

提出場所 高槻市子ども未来部保育幼稚園事業課(高槻市役所総合センター7階)

提出方法 応募者の**持参による提出のみ**(郵送不可)※

※書類提出時に事業者へのヒヤリングを行うため、必ず本要項「11 問い合わせ先 担当課」
あてに事前に連絡を入れて、提出日・時間を予約すること。

5 事業者の決定(選定)

事業者の決定(選定)については、提出書類の審査及び事業者へのヒヤリングを経て決定し、文書により通知する。

なお、多数の応募があり、本事業の予算額を超えることが見込まれる場合は、その地域における地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育等の利用状況、事業実施場所の状況等を選考基準に沿って総合的に勘案し、事業者の選考を行うものとする。その場合、選考基準とする項目や基準点については、応募事業者へ改めて通知する。

6 契約

5により決定された事業者とは、内容を別途協議の上、契約を締結する。契約内容等については、協議の中で応募書類等の内容から変更・修正する場合がある。

なお、実施要綱に定めのない事項、もしくは解釈上疑義の生じる事項がある場合は、本市と協議の上、実施すること。

7 提出書類の取扱について

(1) 著作権について

提出された書類の著作権は応募者に帰属する。

ただし、本市は事業者の決定（選定）実施に関する報告や委託契約、国庫補助金事務等のため、必要な場合には、提出された書類の内容を無償で使用できるものとする。

なお、提出された書類等は原則返却しない。

(2) 情報公開条例に基づく開示請求

提出された書類は、高槻市情報公開条例に基づく公開請求の対象となることに留意すること。

8 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

書類作成、物件の手付金等、応募に要した費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募を無効とする場合

- ① 応募書類等が提出期限に遅れて提出された場合
- ② 応募書類等が本募集要項に記載の要求基準を満たさない場合
- ③ 応募書類等に虚偽の記載があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ その他関係法令及び本要項に違反すると認められる場合

(3) 応募を辞退する場合

応募受付後に辞退する場合には、辞退届出（様式任意）を提出すること。

(4) 関係法令、基準等の遵守

応募にあたっては、「児童福祉法」、「子ども・子育て支援法」等、事業に必要とされる関係法令を遵守すること。

(5) その他

実施場所の改修等を行うにあたり、関係各課との協議等が必要になる場合は、協議等を行うこと。

9 事業者決定された後の留意事項

(1) 計画の変更

応募計画の変更については、原則として認められない。そのため、内容等を十分に精査した上で応募を行うこと。

ただし、サービスの向上につながるもの、または事業所の実施設計に伴う軽微な変更等止むを得ないもの且つ審査の評価に影響を与えないものであり、事前に本市と協議の上認められた場合を除く。なお、協議の際には別途書類の提出を求める場合がある。

(2) 事業者決定の取り消し

当初の事業所計画等に大きな変更があった場合及び法令の規制等により事業計画の実現が見込まれないなど事業所の設置、運営が困難であると市が判断した場合には、事業者決定を取り消すことがある。

1 0 その他

- (1) 本募集要項の記載内容については、国、府及び市の制度改正に伴い変更する場合がある。
- (2) 本募集要項に定めのない事項または疑義が生じた場合は、市と事前に協議し決定すること。
- (3) 不測の事態により事業の実施が困難となった場合、募集を中止することがある。

1 1 問い合わせ先

担当課 高槻市 子ども未来部 保育幼稚園事業課

〒569-0067 大阪府高槻市桃園町2番1号

電話番号 072-674-7691

E-mail hoikuj-82@city.takatsuki.osaka.jp